緩和医療専門薬剤師研修施設外研修者研修に係る

契約書

一般社団法人日本緩和医療薬学会（以下「甲」という）と、緩和医療専門薬剤師研修施設である●●●●●●（以下「乙」という）、及び研修者（以下「丙」という）において、甲が実施する緩和医療専門薬剤師制度における研修施設外研修を乙が丙に対し行うにあたり、以下の条項をもって本書を取り交わす。

第１条（研修目的・内容）

甲が求める緩和医療専門薬剤師について、研修者が高度な薬学知識、臨床知識及び専門的技術を修得するとともに、緩和医療専門薬剤師としての臨床能力及び実践力を習得することを目的とする。

２ 乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師は、本研修を行う際には、本書の各条項を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。

３ 本書における研修者（丙）は以下の者とする。

研修者：●●　●●

（会員番号：●　　緩和薬物療法認定薬剤師認定番号：●）

４ 研修期間は、研修時間に応じ200単位を満たし、かつ5年間をかけることとする。

研修期間開始　●年●月●日　～　研修期間終了　●年●月●日

第２条　（契約期間、延長）

契約期間は、本契約締結の日から研修期間終了日までとする。ただし、その他止むを得ない事由により研修期間を延長する場合にはこの限りではない。

第３条　（遵守事項）

乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師は、甲の緩和医療専門薬剤師研修マニュアル、養成研修コアカリキュラム、養成研修ガイドライン、研修評価表（コンピテンシー）を遵守し、適正な研修指導を実施しなければならない。

２ 甲は、丙が本条第1項の研修を円滑に実施できる環境と指導体制の整備に努めなければならない。

３ 丙は、緩和医療（暫定）指導薬剤師の指示を遵守し、甲の業務の障害となる行為を一切行ってはならない。

第４条　（外部者研修料）

丙は、1 年ごとに外部者研修料 50,000 円（税込）、5 年間で 250,000 円（税込） を甲へ支払わなければならない。

２ 甲は1年ごとに、乙へ外部者研修料44,000 円（税込）を支払い、5年間で220,000円（税込）を支払う。

３ 前号に係る請求及び支払いについては、甲の定める期限及び方法にて行うが、丙及び乙との調整により決定する。

第５条　（研修の報告）

乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師は、(暫定)指導薬剤師用の研修証明書を利用し、丙に係る研修証明書を作成することとする。5年間の本研修終了後に、甲へ研修証明書を提出することとする。

該当の研修証明書は、甲へ提出後3 年間有効とし、丙が緩和医療専門薬剤師申請時に使用可能とする。

第６条　（研修の中断又は中止）

乙及び乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師は、天災、その他止むを得ない事由により、本研修の継続が困難となった場合は、本研修を中断又は中止することができる。この場合、中断又は中止を申し入れた乙及び乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師は、丙に合理的な理由を説明し同意を得ることを原則とする。また、本研修が中断又は中止となった際、乙は遅滞なくこの旨を甲に報告しなければならない。中断された期間は、乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師により、研修証明書へ備考として明記しなければならない。

第７条　（秘密保持）

丙及び乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師は、研修中のみならず研修終了後においても、丙及び乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師の承諾なしに本研修に関わった患者及びその家族、職員等に関わる個人情報を含む機密情報を第三者に漏洩してはならない。

必要に応じ、乙と丙の間で秘密保持契約書等を取り交わすこととする。

第８条　（規定外事項）

本契約に定めのない事項又は契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲の各種認定制度規程に即し、その都度甲及び乙、乙の緩和医療（暫定）指導薬剤師、丙が誠意をもって協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書３通を作成し、三者記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

契約締結日

　　　　　年　　月　　日

甲　大阪府大阪市西区土佐堀1丁目4-8

　　日栄ビル703A　あゆみコーポレーション内

　　一般社団法人　日本緩和医療薬学会

　　代表理事　成田　年

乙

丙